

薬 第 5462 号
令和 7 年 1 月 24 日

各関係団体代表者 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

神奈川県薬物濫用防止条例第 10 条第 1 項に基づく知事指定薬物の指定
について (通知)

日頃から、薬物乱用防止行政の推進にあたり、多大なる御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記の件について、令和 7 年 1 月 24 日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例 (平成 27 年 3 月 20 日条例第 10 号) 第 10 条第 1 項の規定により、別添県公報のとおり知事指定薬物 4 物質が指定、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

問合せ先
献血・薬物対策グループ 福田
電話 (045) 210-1111 内線 4972

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 7 年 1 月 24 日 (金曜日)

定期 第 581 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○告示	
神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定 (健康医療・薬務課)	57
都市計画事業の認可 (2 件) (県土整備・都市計画課)	58
指定管理者の指定 (県土整備・河港課)	58
○公告	
管理理容師資格認定講習会の指定 (健康医療・生活衛生課)	59
管理美容師資格認定講習会の指定 (健康医療・生活衛生課)	59
事務所の所在地等を確認できない宅地建物取引業者 (県土整備・建設業課)	59
都市計画の図書の写しの縦覧 (県土整備・都市計画課)	60
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第18条第3項の規定による特定開発行為に関する対策工事等の完了 (県土整備・砂防課)	60
○入札公告	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (会計・調達課)	60

告 示

神奈川県告示第44号

神奈川県薬物濫用防止条例 (平成27年神奈川県条例第10号) 第10条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、令和7年1月25日から施行する。

令和7年1月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 2 - (エチルアミノ) - 2 - (2 -フルオロフェニル) シクロヘキサン-1 -オン及びその塩類 (通称名 2 F - N E N D C K、2 F - 2 O X O - P C E、2 - F X E、2 - f l u o r o d e s c h l o r o - N - e t h y l - k e t a m i n e)
- (2) 化学名 2 - [(4 -メトキシフェニル) メチル] - 5 -ニトロ-1 - [2 - (ピロリジン-1 -イル) エチル] - 1 H -ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類 (通称名 M e t o n i t a z e p y n e、N - P y r r o l i d i n o M e t o n i t a z e n e)
- (3) 化学名 (8 R) - 6 -アリル-1 - (シクロプロパンカルボニル) - N、N -ジエチル-9、10 -ジデヒドロエルゴリン-8 -カルボキシアミド及びその塩類 (通称名 1 c P - A L - L A D)
- (4) 化学名 (8 R) - 1 - (シクロプロパンカルボニル) - N -メチル-N - (プロパン-2 -イル) - 6 -メチル-9、10 -ジデヒドロエルゴリン-8 -カルボキシアミド及びその塩類 (通称名 1 c P - M i P L A、1 c P - M I P L A)

2 指定の理由

1 の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものであって、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

発行
横浜市 中区 日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜 (〇四五) 二一〇一 一一一